

エクエーター原則（赤道原則）

プロジェクトファイナンスにおける社会・環境リスクを
判断、評価、管理するための金融業界基準

www.equator-principles.com

前文

プロジェクトファイナンス¹は、主に一つのプロジェクトから得られる収入を返済原資およびエクスポージャーの担保とみなす融資手法であり、世界の開発金融において重要な役割を担っている。プロジェクトへの融資提供者は、新興市場におけるプロジェクトでは特に、社会・環境に関する複雑かつ困難な課題に直面することがある。

そこで、エクエーター原則（赤道原則）採択金融機関（以下、EPIs）は、我々が融資するプロジェクトが、社会的責任を持ち、健全な環境管理のプラクティスを反映する方法で開発されることを確保するために当原則を採択した。この採択により、プロジェクトに関連した生態系と地域社会への負の影響を、可能である場合は回避する。また、それらの影響を回避できない場合は、適切に低減、緩和及び／または補償されるべきである。

当原則の採択及び遵守は、影響を受ける現地地域社会に対する借入人の取り組みを通じて、我々自身、借入人、そして現地のステークホルダーに、大きな恩恵をもたらすと我々は考える。従って我々は金融機関として、責任ある環境管理、ならびに、社会的責任を有する開発を促進するという役割を果たすための大きな機会を得られると認識している。従ってEPIsは、実施の経験を踏まえると同時に、継続的な学習と新たに提起されるグッドプラクティスを反映するために、適宜、当原則を見直すことを検討する。

¹ プロジェクトファイナンスとは、「一つのプロジェクトから得られる収入を、返済原資およびエクスポージャーの担保とみなす融資手法である。この種の融資は通常、発電所、化学処理プラント、鉱山、交通インフラ、環境、通信インフラ等の、大規模で複雑かつ巨額の費用を要する設備に対し行われるものである。プロジェクトファイナンスは、新規の主要施設建設に対する融資という形態をとることもあれば、改良を伴う、または、伴わない既存施設に対するリファイナンスという形態をとることもある。これらの取引において、貸し手は通常、施設による生産物（発電所が売却する電力等）の売買契約によって得られるキャッシュにより、全てあるいはほとんどの返済を受ける。通常借り手はSPE(特定目的事業体)であり、当該設備の建設、所有、操業以外の業務を行うことを認められていない。このため、返済は主として、プロジェクトのキャッシュフローとプロジェクト資産の担保価値に依存する。」【出典】パーゼル銀行監督委員会、自己資本の測定と基準に関する国際的統一化（Basel II） 2005年11月 <http://www.bis.org/publ/bcbs118.pdf>.

The Equator Principles – July 2006

当原則は、各 EPFI が、プロジェクトファイナンス活動に関連する、社会・環境配慮のための独自の社内方針・手順・基準を実施するための、共通のベースライン及び枠組みとして機能することを目的としている。我々は、エクエーター原則（赤道原則）を実施するための各 EPFI の社会・環境方針及び手順を、借入人が遵守しないまたは遵守出来ない場合、プロジェクトに対して融資を行わない。

適用範囲

当原則は、全世界で全産業向けに実施される、プロジェクト総資本コスト 10 百万米ドル以上の、全ての新規プロジェクトファイナンスに適用となる。さらに、既存施設の拡張、またはアップグレードに関しては、規模または目的の変更が、環境及び／または社会に対して重大な影響をもたらす可能性がある場合、あるいは、既存の影響の性質または程度を大きく変える可能性がある場合、当原則は、これらを対象とするプロジェクトファイナンス全てに適用となる。一方、当原則は、過去に遡って適用されることはない。

当原則の適用は、プロジェクトファイナンスの FA 業務も対象とする。FA 業務において、EPFIs は、当原則の内容、適用範囲、そして提案されているプロジェクトに当原則を適用するベネフィットについて、顧客に承知させることを約束する。また、その後顧客が融資を希望するのであれば、EPFIs は、当原則の要求事項を遵守する意思を EPFIs に表明するよう、顧客に求めることを約束する。

原則の声明

EPFIs は、下記の原則 1～9 に適合するプロジェクトにのみ融資を行う。

原則 1：レビュー及びカテゴリー区分

融資の申出を受けたプロジェクトについては、EPFI は、社内の社会・環境レビュー及びデュー・デリジェンスの一環として、そのプロジェクトの影響とリスクの可能性の大きさに基づき、国際金融公社（IFC）の環境社会配慮スクリーニング基準（別添 1）に従って、プロジェクトをカテゴリー区分する。

原則 2：社会・環境アセスメント

カテゴリー A または B と評価された各プロジェクトについては、借入人は、社会・環境アセ

The Equator Principles – July 2006

メント（以下、「アセスメント」）のプロセス²を実施していること。「アセスメント」は、必要に応じて、及びEPFIsが満足するように、提案されたプロジェクトに関連する社会・環境的な影響とリスクについて対処するために行う（関連性がある場合には、別添2の例示リストに記載のある事項を含む場合がある）。「アセスメント」にはまた、提案されたプロジェクトの性質と規模に適切かつ妥当な緩和・マネジメント対策を記載すること。

原則3：適用すべき社会・環境基準

OECD 非加盟国に立地するプロジェクト、及び OECD 加盟国ではあるが世界銀行の開発指標データベースが定義する高所得経済圏に属さない国に立地するプロジェクトについては、「アセスメント」は、その時点で適用すべき IFC パフォーマンススタンダード（別添3）と、その時点で適用すべき産業別 EHS ガイドライン（以下、「EHS ガイドライン」）（別添4）を参照する。「アセスメント」は、参加する EPFI が満足するように、そのプロジェクトが全面的にパフォーマンススタンダードと「EHS ガイドライン」のそれぞれを遵守していること、あるいは乖離している場合にはその正当性を証明する。

世界銀行の開発指標データベースの定義による、高所得経済圏に属する OECD 加盟国においては、規制、許認可、及びパブリックコメントプロセスの要求事項は、一般に、IFC パフォーマンススタンダード（別添3）及び「EHS ガイドライン」（別添4）の要求事項を満たす、またはそれら以上に厳しい。

従って、重複を避け、またこれらのプロジェクトに対する EPFI のレビューを効率化するために、高所得経済圏に属する OECD 加盟国においては、現地法または国内法の下での、それらを遵守する「アセスメント」（または、それに匹敵する）プロセスの十分な実施は、IFC パフォーマンススタンダード、「EHS ガイドライン」、ならびに、下記の原則4、5、及び6で詳細に定められている更なる要求事項の代替実施として受け入れられると考える。しかし、これらのプロジェクトに関しても、EPFIs は、上記原則1及び2に従ってプロジェクトをカテゴリー区分、及びレビューする。

どちらの場合でも、「アセスメント」プロセスは、社会・環境的事項に関する、現地国の関

² 社会・環境アセスメントとは、提案されたプロジェクトが影響を及ぼす地域に与える社会的・環境的な影響とリスク（労働、衛生、及び安全に関する問題を含む）を判断するプロセスである。エクエーター原則（赤道原則）を遵守するためには、借入人、コンサルタント、または外部専門家のいずれに作成されたのであれ、社会・環境アセスメントは、その問題を適切に、正確に、客観的に評価・表示する。プロジェクトの性質と規模により、アセスメント報告書には、全面的な社会・環境影響評価、限定的または対象を絞った環境または社会評価（たとえば、監査）、または各種評価基準（環境立地基準、公害基準、設計基準、または建築基準）を直接的に適用したものがある。専門的な調査をいくつか行う必要がある場合もある。

The Equator Principles – July 2006

連する法律、規制、及び許認可の遵守について注意を向けるべきである。

原則4：アクションプランとマネジメントシステム

カテゴリーAとBに分類された全てのプロジェクトについては、OECD非加盟国に立地するプロジェクト、及びOECD加盟国ではあるが世銀の開発指標データベースが定義する高所得経済圏に属さない国に立地するプロジェクトで、借入人は、「アセスメント」の関連する指摘事項に対処し、「アセスメント」の結論から導き出すアクションプラン(AP)³を作成していること。APは「アセスメント」で指摘された影響とリスクを管理するために必要な緩和策、是正措置、及びモニタリングを実施するのに必要なアクションを記載し、その優先順位をつける。

借入人は、APに定められた、これらの影響、リスク、及び是正処置（適用すべき現地国の社会・環境に関する法律及び規制、ならびに適用すべきパフォーマンススタンダード及び「EHS ガイドライン」の要求事項を遵守するために必要な是正措置）の管理に対処する社会・環境マネジメントシステムを推進、維持、または確立する。

高所得経済圏に属するOECD加盟国に立地するプロジェクトについては、EPFIsは、関連の許認可及び規制の要求事項に基づいて、ならびに、現地国の法律に定義される通りに、アクションプランの策定を要求する場合がある。

原則5：コンサルテーションと情報開示

カテゴリーAの全てのプロジェクトと、カテゴリーBプロジェクトのうち必要と考えられるプロジェクトについては、OECD非加盟国に立地するプロジェクト、及びOECD加盟国ではあるが世銀の開発指標データベースが定義する高所得経済圏に属さない国に立地するプロジェクトで、政府、借入人、あるいは第三者の専門家が、計画的かつ文化的に適した方法で、プロジェクトにより影響を受ける地域社会⁴に対してコンサルテーションを実施していること。

影響を受ける地域社会に著しい負の影響を及ぼすプロジェクトにおいては、プロジェクト

³ アクションプランは、通常行われる緩和策の簡潔な記述から、一連の文書（例えば住民移転計画、先住民計画、緊急時準備対応計画、廃棄措置計画等）から構成されるものまで様々である。アクションプランの詳細さと複雑さのレベル、指摘された対策とアクションの優先順位は、予測される影響とリスクに相応のものである。PS 1に従い、社内の社会・環境マネジメントシステムには、以下の要素を盛り込む：(i)社会・環境アセスメント；(ii) マネジメントプログラム；(iii) 組織的対処能力；(iv) トレーニング；(v)地域社会への取り組み；(vi)モニタリング；及び (vii) 報告。

⁴ 影響を受ける地域社会とは、プロジェクトの影響が及ぶ地域内の、プロジェクトにより負の影響を被る可能性のある現地住民の地域社会である。コンサルテーションが計画的な方法で実施される必要がある場合、EPFIsは「パブリックコンサルテーション及びディスクロージャーに関するプラン」(PCDP)の作成を要求する場合がある。

The Equator Principles – July 2006

が影響を受ける地域社会の懸念を十分に受け入れているかどうかを、EPFIが満足するように証明する手段として、そのプロセスは、彼らへの妨害がなく、事前の適切な情報開示を行った上でのコンサルテーションを確保し、また、彼らの適切な情報を得た上での参加を促進するものである⁵。

これを達成するには、「アセスメント」報告書、及びAP、またはその要旨（non-technical summaries）が、借入人によって、関係する現地語及び文化的に適した方法で、適切だと考えられる最低限の期間に渡って一般に開示されなくてはならない。借入人は、コンサルテーションのプロセスと結果（コンサルテーションの結果、合意された全てのアクションを含む）を考慮して、文書化する。負の社会または環境影響を伴うプロジェクトについては、「アセスメント」プロセスの早い段階、いずれにせよプロジェクトの建設前に情報開示がなされ、その後も継続的に、情報開示がなされるべきである。

原則6：苦情処理メカニズム

カテゴリーAの全てのプロジェクトと、カテゴリーBプロジェクトのうち必要と考えられるプロジェクトについては、OECD非加盟国に立地するプロジェクト、及びOECD加盟国ではあるが世銀の開発指標データベースが定義する高所得経済圏に属さない国に立地するプロジェクトにおいて、コンサルテーション、ディスクロージャー、及び地域社会への取り組みが、プロジェクトの建設と操業の全期間を通じて継続されることを確保するために、借入人は、プロジェクトのリスクと負の影響の規模に従って、マネジメントシステムの一環として、苦情処理メカニズムを構築する。

これにより借入人は、プロジェクトにより影響を受ける地域社会の個人あるいはグループから提起された、プロジェクトの社会・環境的なパフォーマンスに対する懸念や不満を受け付け、解決を促すことができる。借入人は、地域社会への取り組みプロセスの過程で、このメカニズムについて影響を受ける地域社会に知らせ、そのメカニズムが、文化的に適切な方法で、懸念を迅速かつ透明性をもって対処することを確保し、ならびに、そのメカニズムが、影響を受ける地域社会の全てのグループにとって、手軽にアクセス可能であることを確保する。

⁵ コンサルテーションは、“free”（外部からの操作、妨害または威圧、及び脅迫が行われず）、“prior”（時に適った情報開示）、“informed”（適切な情報が、理解可能・アクセス可能）を満たすべきであり、また、プロジェクトの初期段階のみではなく、プロジェクトの全プロセスを通して行われるべきである。借入人は、影響を受ける地域社会が希望する言語、その意思決定プロセス、ならびに、恵まれないグループまたは脆弱なグループのニーズに合わせて、コンサルテーションプロセスを調整する。先住民族に対するコンサルテーションは、PS 7に記載のある固有かつ詳細な要求事項に適合しなければならない。加えて、現地国の法制により認められている先住民族の特別な権利が、対処される必要がある。

The Equator Principles – July 2006

原則7：独立したレビュー

カテゴリーAの全てのプロジェクトと、カテゴリーBプロジェクトのうち必要と考えられるプロジェクトについては、EPFIのデュー・デリジェンスを援助し、エクエーター原則（赤道原則）の遵守状況を評価するために、借入人とは直接関係の無い、独立した社会または環境の専門家が、「アセスメント」、AP、及びコンサルテーションプロセスの報告書をレビューする。

原則8：契約条項

遵守に関連する契約条項（covenants）を盛り込むことが、当原則の重要な強みである。カテゴリーA及びBのプロジェクトについては、借入人は、融資契約において、以下の事項を約束する。

- a) 全ての重要事項に関し、現地国の社会・環境に関わる全ての関連する法律、規制、及び許認可を遵守する。
- b) 全ての重要事項に関し、プロジェクトの建設と操業の期間を通じて、AP（作成すべき場合）を遵守する。
- c) 社内スタッフまたは第三者の専門家によって作成される、定期報告書（これら報告の頻度は、影響の重大性に見合ったものとする、または、法律の要求に従う。但し、少なくとも年に一回以上とする）をEPFIsと合意した書式で提出する。その定期報告書は、i) AP（作成すべき場合）の遵守状況を文書化する、及びii) 社会・環境に関する地域、州、及び現地国の関連する法律、規制、及び許認可に対する遵守状況を表明する、ならびに、
- d) 合意した廃棄措置計画（作成すべき場合、及び適切な場合）に従って、施設を廃棄措置する。

借入人が社会・環境配慮に関する契約条項（covenants）を遵守していない場合、EPFIsは、借入人と協力して、実施可能な限り契約条項の遵守を回復させるよう努める。また、借入人が、合意された猶予期間の間に、契約条項の遵守を回復できない場合、EPFIsは、適切と考えられる救済策を行使する権利を保持する。

原則9：独立したモニタリングと報告

カテゴリーAのプロジェクトと、カテゴリーBのプロジェクトのうち必要と考えられるプロジェクトについては、融資の全期間に渡って、モニタリングと報告が継続されることを確保するために、EPFIsは、独立した環境及び／または社会の専門家の任命を必要とする、あるいは、EPFIsと共有することになるモニタリング情報を確認するために、EPFIsは、資格を有する経験豊富な外部専門家を借入人が雇うことを要求する。

The Equator Principles – July 2006

原則10：EPFIによる報告

エクエーター原則（赤道原則）を採択した個々のEPFIは、守秘義務を十分に考慮した上で、少なくとも年に1回、エクエーター原則（赤道原則）の実施プロセスや実績について、公表することを約束する⁶。

免責条項

採択した EPFI は、当原則を、各々の社内の社会・環境に関する方針、手順、及びプラクティスを策定する上での金融業界の基準とみなす。全ての社内方針がそうであるように、当原則は全ての個人、公的機関または私的企業に、いかなる権利や義務を与えるものではない。金融機関は、IFC または世界銀行に依存することも遡及することもなく、自主的かつ独立して当原則を採択し、実施する。

本文書は、原文（英文）である 'The Equator Principles, July 2006' の日本語訳であり、正文はあくまでも原文である。

⁶ その公表内容には、最低限、案件のカテゴリー区分（及び、産業別または地域別の内訳を含む場合がある）を含む各 EPFI によるスクリーニング件数、ならびに、実施状況に関する情報を含む。

The Equator Principles – July 2006

別添1： プロジェクトのカテゴリー区分

プロジェクトの予測される社会・環境影響のレビューの一環として、EPPIs は、アセスメントの結果として認識された影響の大きさを示すために、IFC の環境社会配慮スクリーニング基準に基づく、社会・環境カテゴリー区分のシステムを使用する。このカテゴリーは以下のとおり：

- カテゴリーA — 重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト。
- カテゴリーB — 限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面の数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。
- カテゴリーC — 社会影響または環境影響が、最小または全くないプロジェクト。

The Equator Principles – July 2006

別添2： 社会・環境アセスメント報告書に記載されるべき、社会・環境問題の可能性のある事項

プロジェクトの事業内容に照らし、適切な場合は、「アセスメント」報告書は、以下の事項について記載する。

- a) 社会・環境状況のベースラインのアセスメント
- b) 環境・社会的に実施可能な望ましい代替案の検討
- c) 現地国の法律及び規制、ならびに、適用すべき国際条約及び国際協定の要求事項
- d) 人権保護、及び地域社会の衛生・安全・保安（プロジェクトにおける保安要員の使用に関するリスク、影響、及びマネジメントを含む）
- e) 文化財及び文化遺産の保護
- f) 絶滅危惧種及び転換された影響を受けやすい生態系を含む生物多様性の保護及び保全、自然生息地及び危機的状況にある生息地、ならびに、法定保護地域の確認
- g) 持続可能なマネジメント及び再生可能な自然資源の使用（適切な独立した認証システムを通じた持続可能な自然資源のマネジメントを含む）
- h) 危険物質の使用及びマネジメント
- i) 主要な災害のアセスメント及びマネジメント
- j) 労働問題（4つのコアとなる労働基準を含む）、ならびに労働安全衛生
- k) 防災及び人命の安全
- l) 社会経済的影響
- m) 土地取得及び非自発的移転
- n) 影響を受ける地域社会、ならびに、恵まれないグループまたは脆弱なグループに与える影響
- o) 先住民族、ならびに、彼ら固有の文化的制度及び文化的価値に与える影響
- p) 既存のプロジェクト、計画されているプロジェクト、及び将来的に予測されるプロジェクトの累積影響
- q) プロジェクトの設計、レビュー、及び実施における、影響を受ける当事者に対するコンサルテーションと、彼らの参加
- r) エネルギーの効率的な生産、配送、及び使用
- s) 汚染の予防及び廃棄物の最小化、汚染防止（液体の排出及び大気への排出）、ならびに、固形及び化学廃棄物の管理

The Equator Principles – July 2006

脚注：上記リストは例示に過ぎない。個々のプロジェクトの社会・環境アセスメントのプロセスは、上記の全ての事項を確認することもあれば、そうしない場合もある。言い換えれば、全てのプロジェクトに関連性がある場合もあれば、ない場合もある。

The Equator Principles – July 2006

別添3： 社会・環境の持続可能性に関する IFC パフォーマンススタンダード

2006年4月30日付で、以下の IFC パフォーマンススタンダード（P S）が適用された。

P S 1：社会・環境アセスメントとマネジメントシステム

P S 2：労働者と労働条件

P S 3：汚染の防止・削減

P S 4：地域社会の衛生・安全・保安

P S 5：土地取得と非自発的移転

P S 6：生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理

P S 7：先住民族

P S 8：文化遺産

脚注：IFCは、各パフォーマンススタンダードと共に、一連のガイダンスノートを作成した。公式にはガイダンスノートを適用していないが、EPFIsまたは借入人は、パフォーマンススタンダードのさらなる手引き、あるいはその解釈を求める際には、実用的な評価の基準としてガイダンスノートを使うことができる。IFCパフォーマンススタンダード、ガイダンスノート、及び産業別EHSガイドラインは、次のサイトで入手できる。www.ifc.org/enviro

The Equator Principles – July 2006

別添 4： 産業別環境・衛生・安全（EHS）ガイドライン

EPFIs は、IFC によって使用されている、現行の（また、適宜改定されることがある）適切な環境・衛生・安全（EHS）ガイドラインを適用する。

IFC は、IFC のウェブサイト (www.ifc.org/enviro) で入手できる相補的な 2 組から成る「EHS ガイドライン」を使用している。これらは、1998 年 7 月 1 日に正式にその適用が開始された、世界銀行の汚染防止・削減ハンドブック (PPAH: Pollution Prevention and Abatement Handbook) の第三部に含まれる全ての環境ガイドラインと、1991 年と 2003 年の間に IFC のウェブサイト で発表された、一連の環境・衛生・安全についてのガイドラインから構成される。これら一連の産業別ガイドラインである PPAH 及び IFC ガイドラインに代わるものとして、クリーナープロダクション及び環境マネジメントシステム の概念を取り入れた、全く新しいガイドラインが作成される予定である。

産業別ガイドラインが存在しない特定のプロジェクトに対しては、PPAH の一般環境ガイドライン (General Environmental Guidelines) 及び IFC の労働安全衛生ガイドライン (IFC Occupational Health and Safety Guideline, 2003) が、そのプロジェクトに適合するよう必要な修正を加えられて、適用される*。

The Equator Principles – July 2006

下表に、2006年3月1日時点の、世界銀行ガイドラインと IFC ガイドラインを示す。

産業別 EHS ガイドライン

世界銀行ガイドライン (PPAH)

1. アルミニウム製造
2. 基礎金属鉱石および鉄鉱石採掘
3. ビール醸造
4. セメント製造
5. 塩素-アルカリ製造
6. 石炭採掘
7. コークス製造
8. 銅製錬
9. 乳製品製造
10. 染料製造
11. 電子工業
12. 電気メッキ
13. 鋳造
14. 果物および野菜の加工
15. 一般環境ガイドライン
16. ガラス製造
17. 工業団地
18. 製鉄および鉄鋼製造
19. 鉛および亜鉛製錬
20. 肉類の処理
21. ミニミルによる製鉄および鉄鋼製造
22. 配合肥料製造
23. モニタリング
24. ニッケル製錬および精製
25. 窒素肥料製造
26. 石油および天然ガス開発 (陸上)
27. 農薬合成
28. 農薬製造
29. 石油化学
30. 石油精製
31. 医薬品製造
32. リン酸肥料製造
33. 印刷業
34. 紙およびパルプ
35. 砂糖製造
36. 皮なめしおよび皮製品製造
37. 繊維製造
38. 火力発電 (新設)
39. 火力発電 (改修)
40. 植物油精製
41. 木材処理

IFCガイドライン

1. 空港
2. 陶磁器タイル製造
3. 建設資材プラント
4. 送電および配電
5. 水産加工
6. 食品および飲料製造
7. 林業：伐採
8. ガスターミナルシステム
9. 地熱開発
10. 有害物質管理
11. 医療施設
12. 人命および火災安全
13. 労働安全衛生
14. オフィスビル
15. 石油および天然ガス開発 (海上)
16. ポリ塩化ビフェニール (PCB)
17. 農薬取扱いおよび使用
18. プランテーション
19. 港湾施設
20. 鉄道
21. 道路および高速道路
22. 電気通信施設
23. 観光および宿泊施設開発
24. 廃棄物管理施設
25. 排水の再利用
26. 荒野管理
27. 風力エネルギー変換システム
28. 木材製品工業

*例外 (以下は、PPAH の中には含まれていない世界銀行ガイドラインで、現在運用されているものである)

採掘および選鉱-坑内採掘

採掘および選鉱-露天採掘